

## 水利関係協議報告書について

「水利関係協議報告書」とは、水路使用物件（当該工事等）が水利等に支障が無いかどうか等について水利組合（農会等）へ工事計画等を説明した内容を文書で添付するものです。

### ◎水利関係協議報告書の提出が必要な申請

○通路橋新設 ○雨水排水管接続（新設）○地下水放流接続 ○水路改築工事

○仮設足場設置（水面使用物件、土居敷使用物件）等には提出は必要。

### ◎水利関係協議報告書の提出が不要な申請

○既設通路橋 ○水路の下越し管 ○架空線

○仮設足場設置（上空 概ね2m以上）等は提出は不要。

◎ 施工方法によって、提出の有無が不明な場合は、水路治水課までお問い合わせください。（市役所第2庁舎10階 TEL35-3751）

◎協議先である水利組合・農会の照会については農政課または、水路治水課へ、詳細については、農政課（市役所第2庁舎11階 TEL34-8481）へお問い合わせください。